

令和元年度第3回古河市子ども・子育て会議 摘録

日 時	令和元年12月26日(木) 14:00～16:20
場 所	古河市役所 総和第2庁舎 会議室1
出席委員	山本 幸江 (保育園・保育所保護者会)、館野すぎ子 (三和母親クラブ) 野口 保子 (健康づくり協力員会)、橋本 英三 (企業)、 齋藤 紀子 (子ども・子育て会議副会長、民生委員児童委員)、 大高 滋 (障害児(者)父母の会)、新谷 和世 (子ども会育成連合会)、 牧川 剛 (私立幼稚園・認定こども園連合会)、工藤 義人 (民間保育園協議会)、 綾部 恵美 (教育委員)、矢嶋 正之 (校長会) 楠田 和仁 (子ども・子育て会議会長、青少年相談員)、小林 淳子 (公募)
欠席委員	江原 誠 (古河市PTA連絡協議会)、粕谷 直樹 (幼稚園保護者会)、 稲見 裕子 (病院・保育設置事業所)
事務局	福島 正浩 (健康福祉部長) 尾花 仁 (健康福祉部参事兼子ども福祉課長) 大澤 勝彦 (子ども福祉課課長補佐) 木村 祐樹 (子ども福祉課係長) 川原 康寛 (子ども福祉課主幹) 針谷 涼平 (子ども福祉課主事)
内 容	(1) 待機児童の状況について (2) 第2期古河市子ども・子育て支援事業計画「素案」について (3) 認定こども園・小規模保育事業への移行について【報告】 (4) 家庭的保育事業(保育ママ)の参入意向について (5) その他の事業報告等
事務局 楠田会長	【古河市子ども・子育て会議】 《議事》 (1) 待機児童の状況について 資料に基づき説明 ありがとうございました。 事務局からの説明は終了しました。皆様のご意見を求めます。
工藤委員 事務局	市内施設の定員の充足状況はどうなっていますか。 現在、次年度の市内保育施設の入所申込の一次調整が終了したタイミングですので、来年度の一次調整の状況としてご報告させていただきます。市内全体で見ると、定員いっぱいまで充足しているわけではございません。しかしながら、施設種別や地区別で見ると、充足率に偏りが出ています。施設種別で見ると、小規模保育施設は比較的申込数が少ない傾向にあります。また、地区ごとに見ると、三和地区は比較的定員の空きが見受けられます。一方、総和地区、古河地区は定員上限まで充足傾向にあると分析しています。これから二次調整となりますので、一次調整において入所が決定しなかった利用者に対し、空きのある施設のご案内を行い、充足状況が固まってくることとなります。
工藤委員	地区ごとに偏りが見受けられるとのことですので、それらを加味し、これ以上三和地区には施設を増加させない等調整も必要になってくるのでは、と思います。

事務局	第二期古河市子ども・子育て支援事業計画では、今後の施設数についても触れています。次期計画期間では、状況を見ながら、地区を指定した公募制を導入することにより、新規施設の調整をしていくことを検討しております。
橋本委員	三和地区の稼働状況が低いとのことですが、稼働率を上げるための対策を考える必要があるのではないかと思います。例えば送迎バスを運行するなどが考えられます。
事務局	他自治体においても待機児童対策の一環として送迎バスを活用する自治体はあります。古河市においても、公立保育所を対象とし、送迎バスを運行する送迎ステーションを行っていました。しかし、利用者は極端に少なかったことや、そのための人材を確保しなければならないといったことから、現在は休止としています。橋本委員の提案はご意見として受け止めさせていただきます。
牧川委員	第一保育所の閉所に伴い、上辺見保育所に職員を持っていく、と伺っておりますが、来年度の上辺見保育所の利用定員の拡充状況についてはどうなりますか。
事務局	上辺見保育所では、現在139名の児童の受入れを行っています。第一保育所の閉所に伴う職員の異動のほか、第五保育所についても、既に閉所の決定がされておりますので、第五保育所からの転園を希望される利用者が増え、入所児童数の減少が想定されますので、職員の異動が可能と考えています。来年度すぐに上辺見保育所の定員最大までの受入れを可能とすることは難しいですが、引き続き入所可能児童数の拡充を推進していきます。
牧川委員	10月からの無償化制度の開始により、新たに施設等利用給付認定（新〇号）という認定制度も始まりました。これらを活用することで、預かり事業等の利用に対しても無償化の制度の対象とすることが可能となります。しかしながら、なかなか複雑な制度で、未だ一般の方への周知や理解が進んでいないと感じています。古河市においても、さらなる周知をして頂きたいと思います。
事務局	市民等への周知を引き続き行ってまいります。
事務局	(2) 第2期古河市子ども・子育て支援事業計画「素案」について 資料に基づき説明
楠田会長	ありがとうございました。 事務局からの説明は終了しました。皆様のご意見を求めます。
工藤委員	素案の抜粋版6ページに第1期計画の実績に対する評価が記載されています。そちらには保育士の確保について触れられていますが、現在、民間施設では保育士の確保が困難な状況でございます。古河市として保育士の確保に対し、どんな対策を考えておりますか。また、保育士の賃金について、民間施設では国が示す人件費の水準を下回っているところもございまして。さらに民間で保育士を雇用する場合、公立保育所で雇用する時給を下回っているケースもあります。このような保育士に係る問題点を整理していただきたい。
事務局	保育士の確保方策としまして、民間施設と協力し古河市保育士・幼稚園教諭就活応援セミ

ナーを開催しておりますが、次年度以降につきましても引き続き開催し、保育士確保を図ってまいります。また、今年度から制度化した保育補助者に対する補助金制度を活用いただき、保育士不足対策への一助としていただき、各施設の受入児童数の拡充を図っていただきたいと思います。また、保育士の雇用賃金についてですが、現在は公立保育所で雇用する非常勤職員は時給 1,200 円としています。工藤委員からあったように、それを下回る民間の施設もございます。その一方、民間施設によっては、時給は昇給し、1,200 円以上の時給の方もいらっしゃるかと伺っております。なお、来年度以降は非常勤職員・臨時職員という制度から、会計年度任用職員という制度に改定となります。これに伴い、公立保育所の非常勤職員は現在の時給から一部下がりますが、新制度は昇給制度がございますので、より正職員に近い形での給与体系となります。今後も民間施設の状況と調整していく必要はあると考えております。

橋本委員

公立保育所の保育士の時給が下がるといったお話がありましたが、子どもの命を預かる仕事であるため、単純に心配になってしまいます。私も民間企業に勤めておりますが、民間では人事評価制度を取り入れています。そのような制度を取り入れ、保育士確保のため一律に時給を調整するのではなく、人事評価を行い、保育士が働きやすく、保育環境が向上するような体制の構築を検討いただきたいと思います。環境を整えることが大切だと思います。

事務局

古河市においても、正職員は人事評価システム、非常勤職員は勤務評価表により評価を行っております。橋本委員のお考えの通り、人事評価の実施は大切であり、保育の質の向上にも繋がると考えますので、先ほどお話をさせて頂きました会計年度任用職員制度へ移行となることもございますので、引き続き人事所管課である職員課と連携しながら環境の構築に努めてまいります。

工藤委員

以前に比べ、保育士の給与はかなり充実してきていますが、とは言えまだまだ給与は低く、この状況の改善には公的な補助も大切です。他市町村では保育士に対する賃金の上乗せ等を行っています。なかなか難しいかもしれませんが、保育士確保の一環としても、市においてご検討いただきたいと思います。

楠田会長

いろいろな保育施設の方々と話す機会がございますが、お話を伺うと、大きなバックボーンをもつ施設もありますが、個人レベルで運営している施設も多くあります。そういった施設では、かなりギリギリのところでの運営を行っているといったお話を伺うことも多々ございます。そういったなかでも、保育環境の向上に努めていただいておりますので、そういった点も踏まえ、民間施設への支援について検討いただければと思います。

工藤委員

素案の抜粋版 20 ページに、令和 6 年度までに児童クラブ 3 か所程度の整備を目指す旨と記載されていますが、具体的な地域はどちらになりますか。児童クラブの待機児童数が過去最大となっているとの報道がありましたので、質問をさせていただきます。

事務局

現状では、古河地区及び総和地区の児童クラブ 3 か所を計画上は見込んでいます。具体的な整備箇所については、施設の老朽化の状況や利用者数等の状況をみながら整備に向け検討し、令和 6 年度までに整備を行う計画となります。児童クラブの待機児童数が過去最高

	<p>という報道がされておりますが、児童クラブの待機児童数につきましても、保育ニーズと同様、就業率の向上が一つの要因と考えられます。今後の児童数の減少等の様々な要因を考慮し、計画的に整備してまいります。</p>
工藤委員	<p>過疎地域が発生している自治体がありますが、古河市としても過疎対策が必要なのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、古河市は、過疎地域・みなし過疎市町村ではありません。また、一部過疎につきましても認定されておられません。しかしながら、人口減少等により、長期的な視点で見ると、市内においても過疎地域とまではいかないまでも、人口密度の低い地域が発生する可能性はございます。これらのことも考慮したうえで、計画を推進してまいります。</p>
工藤委員	<p>素案 61 ページ障がい児保育事業の充実の欄に「民間保育施設が協力しやすい補助制度の改善」とありますが、具体的にはどのようなこととなりますか。</p>
事務局	<p>現在のところ、具体的にお示しは出来ませんが、補助の対象となる枠を、現行よりも拡充していくことを検討しています。検討をおこなううえで、他自治体の制度を参考にするほか、市単独の補助事業となりますので、市財政状況等についても加味しながら、検討を行います。</p>
綾部委員	<p>素案の抜粋版 19 ページに、令和4年度の利用者支援事業は3か所とありますが、子育てに関する相談を受け付ける箇所が3か所設置されるという事ですか。それは上辺見保育所の西側に設置を検討している施設ということでしょうか。</p>
事務局	<p>お見込みの通り、上辺見保育所の西側に設置を検討している「古河市子ども家庭総合支援センター」に関する項目となります。利用者支援事業には「基本型」「母子保健型」「特定型」の3つの事業類型がございます。この3つの事業類型の機能を有した子ども家庭総合支援センターの設置を令和4年度に計画しております。それぞれの事業類型ごとに1か所と計上することとなっておりますので、立地的には子ども家庭総合支援センターの1か所に集約されていますが、表記上では3か所とさせていただきます。この3つの事業類型を子ども家庭総合支援センターに集約することで、妊娠期から就学中の子育てに関する相談を1か所で行い、子育てに関する切れ目のない支援を行えると考えております。よって、この3つの事業類型の利用者支援事業を、子ども家庭総合支援センターの核としての機能とし、設置に向け事業を進めているところです。</p>
綾部委員	<p>子ども家庭総合支援センターに行けば、子育てに関することであれば何でも相談ができるので、わかりやすいと思います。また、障がいを持つ子の親など少数派の方々に手厚くしていただきたいという思いがあります。これには公的な支援が不可欠だと思いますので、ぜひ市においても、手厚い支援をいただけますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>(3) 認定こども園・小規模保育事業への移行について【報告】 資料に基づき説明</p>

※委員からの質疑等なし

(4) 家庭的保育事業（保育ママ）の参入意向について

※この議事につきましては、資料内 12 頁の通り、一部非公開での掲載とさせていただきます。ご了承ください。

事務局

資料に基づき説明

楠田会長

ありがとうございました。当家庭的保育事業者に対し、何か留意いただきたい点等ございましたら、ご意見お願いいたします。

委員

当施設は市の利用調整の対象となりますか。

事務局

認可施設となりますので、対象施設となります。

委員

協議書では、保育士が1人となっており、有資格者が休憩等でいない場合には、有資格者なしで保育を行うと思うが、保育士でない職員にどこまで求めるのでしょうか。

事務局

家庭的保育者が保育士となり、保育従事者は家庭的保育補助者の資格を取得いただくこととなります。また、家庭的保育者の事故などにより従事できなくなってしまった場合などには、連携施設との代替え保育を行っていただくこととなります。設置者へは、連携施設との協力体制の構築をすることを伝えさせていただきます。そのほか、市においても指導監査を定期的に行い、運営開始後も体制が保たれているか確認を行います。

委員

職員数が少数のため、子どものけがや急な発熱等の緊急事態時の対応に不安があります。大きな施設であれば、職員数も多く、経験豊富な方もいらっしゃるでしょうから、対応可能なのだと思いますが、家庭的保育事業においては少数の職員での対応となってしまいます。一定の研修を受講すれば家庭的保育者と認定されるようですが、緊急時の対応についての研修も含まれているのでしょうか。

事務局

家庭的保育者の認定の要件となる2つの研修について、ご説明させていただきます。これらの研修は、古河市では開催していないため、茨城県の開催する研修を受講いただくこととなります。どちらの研修も講義の科目と実習の科目がございます。科目の中には、緊急時の対応についての研修も含まれております。そのほか、予防に関することやリスクマネジメント、賠償責任について等も受講科目となっています。また、認可申請書の中にも緊急時の対応について記載する欄もございますので、認可の際にしっかりと緊急時においても対応できる環境が整えられているか市で確認を行うこととなります。

委員

家庭的保育補助者は保育施設などに就労した経験がなくても、研修を受講すれば、認定されるということでしょうか。

事務局

子育て支援員研修を受講することが認定の要件となります。研修の中には実習の科目もございますので、そちらで実際に保育の現場に立っていただくこととなります。

委員

認定時に一度研修を受講するだけではなく、開設後となっても自主的に定期的に学ぶ機会を設け、さらに施設内で情報の共有をおこなうことが大切であると考えます。

事務局	意見があったことを事業者へ伝えさせていただくとともに、保育の質の向上に努めていただくよう指導を行ってまいります。
委員	家庭的保育事業は職員・入所児童ともに少数での事業となりますので、閉鎖的な空間になりがちだと思います。今後小規模な保育施設の増加も見込まれているかと思います。運営する事業者側の心構え等もちろん必要であるが、古河市においてもそういったことにならないような体制を考えていただきたい。
事務局	<p>(5) その他の事業報告等</p> <p>古河市子育て拠点施設西側の利活用事業についてのご報告となります。当初は10月頃からの公募としておりましたが、施設整備の手法や庁内協議、委員の選定等に時間を要したため、当初よりも遅れて12月23日からの公募としております。また、当事業にかかる選定委員会の構成についてもご報告いたします。市の部長級職員3名のほか外部の方が4名の計7名の委員構成となります。外部委員には当会議の会長である楠田会長にもお願いをしております。そのほか日本大学危機管理学部准教授の鈴木氏、神奈川県厚木市子ども政策アドバイザーの小瀬村氏、かん一級建築士事務所の菅野氏の4名となっております。</p>
楠田会長	議事はすべて終了いたしました。本日の会議を終了といたします。皆様ありがとうございました。
事務局	<p>次回の子ども・子育て会議は2月頃を予定しています。本日はありがとうございました。</p> <p>【 閉 会 】</p>